

唐代の閉糶と禁錢

日野, 開三郎

<https://doi.org/10.15017/2340968>

出版情報 : 史淵. 19, pp.158-188, 1938-12-10. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

唐代の閉糴と禁錢

日野 開三郎

目次

- 一 序 言
- 二 唐の赦文と閉糴・禁錢
- 三 閉 糴
- 四 禁 錢
- 五 閉糴と禁錢との關係

一 序 言

唐代の文獻を繙くに、閉糴禁錢なる語が多數散見し、又閉糴と禁錢とが別個に記載せられて居る場合も少くない。閉糴なる語は五代・宋の文獻にも引續いて散見し、唐・五代各會要には閉糴なる専門の項目さへ設けられ、唐會要同項目の條には閉糴關係の史料が多數蒐録せられ、此が唐代の一重要問題と

なつてゐたことを示してゐる、禁錢なる語は五代・宋に入つては餘り用ひられなかつたと見え、筆者は未だ此の語を同時代の文獻中より檢索するに至つて居ない。然し禁錢なる語が文獻上に求められないからとて直ちにその事實も亦唐朝の滅亡と共に消滅し去つてゐたと斷することは早計と云ふ可きである。本稿の目的は唐代を中心として閉糴・禁錢の内容及びその變遷の大様を考察し、五代・宋代に就いては唐代の研究に直接聯關を持つ點を略述するに止める。

二 唐の赦文と閉糴・禁錢

唐代の閉糴・禁錢は屢々聯結して史籍に著れ、然も聯書の記事は主として赦文の中に見出される。即ち冊府元龜卷八帝王部・赦宥・貞元二十一年二月甲子の條の順宗即位の赦文中に

上、不得擅有閉糴・禁錢、務令通濟。

とあり、註一同書卷九帝王部・赦宥・元和十五年二月丁丑の條の穆宗即位の赦文中に

天下諸道州不得擅有閉糴・禁錢、務令通濟。註二

とあり、同卷・長慶元年正月辛丑の條の改元赦書中に

諸道或閉糴・禁錢自爲條約、切宜禁斷。註三

とあり、同卷、寶曆元年四月癸巳の條に

朕即位之初已有赦令。至如損撤服御、止絶他獻、限喪葬、以息淫費、禁奇靡以專女工、他徭擅賦、

閉糶・禁錢。云云。

とあり、註四同書卷五〇二邦計部・平糶・太和三年九月の條に

上。況今朝典大行。遠近一統。禁錢・閉糶具在赦文。云云。

とあり、同書卷一四五帝王部・弭災・開成三年正月の條に

略。閉糶・禁錢爲時之蠹。方將革弊。尤籍通商。以下後引

とある等、筆者の知り得た六個の史料は殆んど皆赦宥と關係を有つてゐる。勿論此の外にも檢索未到のものがあるであらうが、それはしばらく措き、此の六記事を通じて閉糶・禁錢に就いて知られる所は次の諸點である。

先づ第一は閉糶・禁錢は國民生活に蠹害を爲し、此を禁遏することが天子の惠政の一となつてゐたと云ふことであつて、此のことは閉糶・禁錢禁止が歴代赦令中に常例的に布告せられてゐることによつて知られる。第二は閉糶・禁錢は道（藩鎮管區）州等の地方政廳が中央政府の禁令を犯して行つてゐたと云ふことであつて、此のことは禁令が道・州を對象とし然も反覆せられてゐることに依つて察せられる。第三は閉糶・禁錢の弊害は大體兩税法施行（德宗の建中元年—西曆七八〇）前後より甚しく爲り、以て唐末に及んだと云ふことで、此のことは上掲の記事が貞元二十一年（西曆八〇五）に初まり、憲宗・穆宗・敬宗を経て文宗の開成三年（八三八）に至る唐室復興時代の數十年間に屬してゐることに依つて窺はれる。第四は閉糶・禁錢は錢物の流通を阻滯してゐたと云ふことで、此のことは禁令の目的が「務令

通濟」とか「尤籍通商」とかの語を以て示されてゐることによつて明かである。

かく閉糴・禁錢は多くの共通點を持ち、さればこそ上述の如く聯書せられ一括して取扱はれたものと思はれるのであるが、然し此等聯書の記事のみを以てしては閉糴・禁錢の内容乃至その相互關係は充分明かにせられ得ない。そこで次に閉糴・禁錢各個の史料を參酌して此等不明の點を究明することとする。順序として先づ兩者の内容より考究し然る後兩者の關係に及ぶこととし、便宜上閉糴より扱ふこととする。

註

- 一 同記事は同書卷五七邦計部、俸祿の項にも掛録され、又唐大詔令集卷二にも順宗即位赦として掲載せられてゐる。
- 二 同記事は同書卷六帝王部、發號令の項及び唐大詔令集卷二穆宗即位赦の中に掲げられてゐる。
- 三 同記事は同書卷五帝王部、發號令の項及び唐大詔令集卷七長慶元年正月南郊改元赦の中に掲げられてゐる。
- 四 同記事は同書卷三帝王部、招諫及び唐大詔令集卷七寶曆元年五月南郊赦に掲げられてゐる。

三 閉 糴

閉糴とは道或は州等の地方政廳が管内に在る穀物の管外移出を禁遏したるを云ふ。このことは先掲冊府元龜卷一帝王部・弭災・開成三年正月の條の記事に

閉糴・禁錢。爲時之蠹。方將革弊。尤籍通商。其見錢及斛斗。所在方鎮州府。輒不得擅有壅遏。任其交易。必使流行。云云。

とあり、同書卷五邦計部・平糶・上元元年九月の條に

勅。先緣諸道閉糶。頻有處分。如聞。所在米粟尙未流通。宜令諸節度觀察。各於管內捉擷。不得輒令閉糶。

とある等によつて知ることが出来る。

閉糶に關する筆者初見の記事は冊府元龜卷五邦計部・平糶・開元二年閏二月十八日の條に

勅。年歲不稔。有無須通。所在州縣不得閉糶。各令當處長吏檢校。

とあるもので、此により閉糶の弊は已に安史の亂以前より行はれて居たことが知られる。然し此の弊害が甚しくなつたのは安史の亂以後らしく、天寶以前に於ける閉糶關係の記事は目下上掲のものを檢索し得たるにすぎざるに對し、亂後に於ける閉糶禁止の史料は頗る多い。試みに閉糶・禁錢聯書の記事の初見の年たる貞元二十一年以前に就いて此を列擧するに、上掲上元元年のもの以外に

1 大曆六年六月

詔曰。自今已後。所在不得閉糶及隔截權稅。云云。註三

2 大曆十一年六月十三日

勅。自今已後。所在一切不得閉糶及隔截權稅。註四

3 貞元元年正月

詔。諸州府不得輒有閉糶。註五

4 貞元九年正月

詔曰。分災救患。法有常規。通商惠人。國之令典。自今宜令州府不得輒有閉糶。云云。註六

とある等數例を數へ、尙貞元二十一年以後に於いても同様記事は頗る多く、引續き五代に及んでゐる。

(後文引用参照)

糶とは云ふ迄もなく穀物の買入れを意味し、此に對し賣出しは糶と呼ばれたのである。閉糶とは管外への帶出を禁ずるのであるから、閉糶の施行者たる道・州の側より云へば閉糶と稱して然る可きである。又史料に徵するも閉糶と稱する場合があつた様で、冊府元龜卷六牧守部、仁惠の項に

崔俊爲湖南都團練觀察使。湖南舊法。豐年貨易不出境。隣部災荒不相恤。俊至。謂屬吏曰。此非人情也。無宜閉糶重困於民也。自是商貨流通。

とあるはその一例である。かく閉糶は一に閉糶とも稱せられたのであるが、此の呼び方は極めて稀であつたらしく、閉糶の例が夥しく傳へられてゐるに反し、閉糶は管見の限りでは右の一例を知るのみである。穀物の管外移出禁止を閉糶と稱したのは一見奇妙に思はれるが、此は移出禁止の實際手段が、穀物商人の管外移出を目的とする糶買の禁止と云ふ方法に置かれて居た爲と解せられる。

道、州が閉糶を行つた主たる理由は、管内の在穀數量を豊富にし、税の折納・折糶・和糶等の徴収を容易ならしめ、又食糧の缺乏による管内の饑害を防がんとするに在つた様である。殊に管内の艱食防止を閉糶の最も直接的な動機とする場合が多く、従つて凶歲に於いて特に盛行の弊が著しかつた。先掲冊

府元龜卷五○二邦計部・平糶・開元二年閏二月の條に

勅。年歲不稔。有無須通。所在州縣不得閉糶。

とあり、同卷・後周（五代）廣順元年四月の條に

勅。天災流行分野代有。苟或閉糶。豈是愛人。云云。

とある等は凶歲に閉糶の盛行せしことを示す記事である。尙此の凶歲に於ける閉糶の盛行に就いて注意を要するのは、閉糶嚴行を企てるものが被災甚しき道・州よりも寧ろ豊熟を得たる道州であつたと云ふことである。支那の如く廣い國では全國残らず凶作に襲はれることは稀であり、同様に全地方が豊熟を謳歌することも少く、大抵は豊作の地あると共に凶作の地をも伴ふと云ふ場合が多かつた。閉糶はかかる豊凶區々たる年に於いてその弊最も甚しく、然もそれは凶地よりも稔熟の地に於いて嚴重であつた。それは凶地に於いては穀價貴く、稔熟の地は賤しく、従つて此の價格の開きを覘ふ商人の手により穀物が稔熟の地より凶地に運び去られ、爲に折角稔熟せる地に於いても在穀數量減少し艱食に至る恐があつた爲である。閉糶に關する上述の狀態は當時の史料にもよく現れてゐる。例へば冊府元龜卷五○二邦計部・平糶・太和八年八月戊申の條に

詔曰。歲有歉穰。穀有貴賤。權其輕重。須使通流。非止救災。亦爲利物。同州諸縣至河中・晉・絳

京西北豐熟之處。宜令近京諸道。許商興販往來。不得止遏。

とあつて同・晉・絳州・河中府・京西北方面が豊熟なりし爲、商人の此の地に就いて糶買し凶地に販鬻

するを許し、此を妨げんとする豊熟道・州の閉糶を禁じたこと見え、先掲冊府元龜卷六七五七五牧守部・仁惠の項にも

上湖南舊法。豊稔貨易不出境。隣部災荒不相恤。云云。

とて豊稔の道が閉糶を嚴行して凶地への穀物の移出を妨げてゐたこと見え、尙同様の記事は他にも少からず見受けられる。(後文引用)閉糶最大の弊は實に此の豊熟地の餘穀の凶地救濟への使用を妨げる點に在つたのである。當時閉糶が如何に一般化し、従つてその弊害の範圍が如何に廣かつたかは、此を窺ふ史料に乏しくないが、特に左の記事は長文である丈にその状態が詳細に盡されてゐる。即ち唐會要卷九閉糶・太和三年九月の條に註七

勅。河南河北諸道頻年水患。重加兵役。農耕多廢。粒食未盡。比令使臣分路賑恤。冀其有濟得接秋成。今諸道穀尙未減賤。而徐泗管內又遭水潦。如聞。江淮諸郡所在豊稔。困於甚賤。不但傷農。州縣長吏苟思自便。濬設條約。不令出界。雖無明榜以避詔條而モ商旅不通。米價懸異。致令水旱之處種種無資。宜令御史臺。揀擇御史一人。於河南巡察。但每道每州界首。物價不等。米商不レ行。即是潛有約勒。不必シモ更待文榜爲驗。便具事情及本界刺史・縣令・觀察判官名銜聞奏。河南通商之後。淮南諸郡米價漸起。展轉連接之處。直至江西・湖南・荆襄以東。並須約勒依此舉勘聞奏。仍各委觀察使審詳前後勅條。與御史相知。切加訪察。不得稍有容隱。

とあるのがその全文である。此の記事に云ふ所の大意を譯するに、當時河南・河北の地方は水害と兵役

とで收穫乏しく種植にさへ事缺く有様なるに反し、揚子江・淮水の流域は豊稔で農民は却つて穀價の賤しきに苦しむ状態であり、従つて江淮の米を黄河方面に移せば飢害は自ら救はれるにも拘らず、各道・州が閉糶を行へる爲穀物の移動無く、食糧の地方的過不足の弊害甚大なるを以て、此が對策として中央政府は諸道・州の閉糶を取締り、特に河南には使臣を派して閉糶の有無を嚴重調査し違犯道・州の官吏を罰することとする。かくして河南の閉糶一掃せられるならば河南の穀は漸次河北に動き、同様に淮南の穀は河南に、更に江南の穀は淮南に移り、かくて豊稔の地たる南支より凶地たる北支に向つて穀物の移動が起り、河北方面の穀は充足し、江淮の米價も騰貴して、北支の艱食、江淮の米賤共に救はれるであらうと云ふのである。唐代に云ふ河南とは黄河の南方地域、即ち今の山東・河南一帯を指してゐた。かかる大地域の河南及び河北が、閉糶の爲に、江淮に多量の餘剩米を有し乍らその供給を受けること能はずして飢餓に苦しまなければならなかつたのであつて、閉糶の弊が如何に廣く、又如何に深く民衆生活に禍してゐたかは右の一勅文によつて充分に看取せられるであらう。要するに閉糶は道・州等の地方政廳が管内艱食を豫防し、又は緩和せんとして只自己の利害のみを顧慮し、中央の禁令を犯して迄施行し、却つて大局的にはより大なる損失と不幸とを招いてゐたものである。中央政府が閉糶禁止令を絶えず反覆してその取締に當つてゐるのは、中央最高の統治機關としての大局的の見地から豊稔餘剩の穀を被災地に移し有無相通によつて一部地方の災害を全國に均散負擔せしめんとしたもので、中央政府の閉糶禁止がかゝる意圖の明確なる自覺の下に行はれてゐたことは上來掲載の禁令文中に「務令通濟」、「

災救患」等とあるによつて明かである。

閉糶問題は民衆生活に至甚の影響を有するものなるを以て違犯取締りも後述する禁錢の取締りよりは峻嚴なりしものゝ如く、違犯摘發の場合の關係官吏所罰規程を載せた史料も傳へられてゐる。その罰則の大様は先掲冊府元龜卷六帝王部・發號令・大曆六年六月の條に

詔曰。自今已後、所在不得閉糶及隔截權稅。如輒違犯。所繇官節級科貶。仍委御史臺及出使郎官御

史訪察聞奏。

とあり、同書卷五二邦計部・平糶・咸通七年十月二十三日の條に

註八

御史臺奏。今後若有所在閉糶者。長吏必加貶降。本判官・錄事參軍並停見任。書下考、仍勒所在州縣。各於版榜寫錄此條。懸示百姓。每道委觀察判官。每州府委錄事參軍勾當逐月具不閉糶事。繇申臺。從之。

とある等に依つて窺ひ得る。尙上掲咸通七年の記事中に閉糶禁止の事を版榜に記して百姓に懸示せしめ更に每道・每州府必ず毎月その道・州府に於いては確實に閉糶を爲し居らざる旨を御史臺に申報せしめることゝせし規定が見えるが、かゝる煩雜なる事務を細かに指令せし事實の中にも、閉糶取締に對する中央の熱意の一端が酌み取られる。

所が此の嚴重なる取締にも拘らず道・州府は尙閉糶を行はんとし、自然その方法が巧妙となつて行つた様である。冊府元龜卷五二邦計部・平糶・同光三年閏十二月十九日の條に

勅。今歲自京已東。水潦爲患。物價騰踊。入戶多於西京收糶斛斛。近聞。西京諸道州府逐斛皆有稅錢。遂不通行。乃同閉糶。宜令宣下京西諸道州府。凡閉糶斛斛。不得輒有稅率。及經過水陸關坊鎮縣妄有邀請。

とあり、同卷・翌四年正月壬戌の條に

詔曰。輦轂之中。郊甸之內。時物踴貴。人戶饑窮。訪聞。自陝已西遐及邠鳳。積年時熟。百穀價和。縱未能別備於貢輸。亦宜廣通於和糶。近聞輒有稅索。已曾降指揮。尙恐關鎮阻滯行塗增長物價。仰所在長吏切加檢校以濟往來。推救災郵患之心。明奉國憂人之道。云云。

とあるに依れば地方廳は表面閉糶の指揮を管内に降さずして、然も管内より穀を般出する商人に對し塗上の要地に於いて課税し、結局般運の利を喪失せしめて實質的に閉糶の効果を擧げてゐたのである。此は閉糶禁止令を犯すこと無く然も實質的には同じ効果を齎す合法的違犯行爲とも云ふ可き頗る巧妙なるやり方である。尙右兩記事は共に五代に關するものであるが、溯つて唐會要卷九閉糶・太和三年九月の條に。

上。雖無明榜以避詔條。而レ商旅不通。米價懸異。云云。

とあるに依れば同じ方法は已に唐以來行はれてゐたものであり、更に右文の後節に

但レ每道每州界首物價不等。米商不行。卽是潛有約勒。不必更待文榜爲驗。便具事情。云云。

とあるに依れば中央でもかゝる巧妙なる脱法行爲に氣付きそれに對する取締にも留意してゐたことが知

られる。

以上は唐及び五代に於ける閉糶の大様で、此を要するに、閉糶は安史の亂を境として以後急に盛となり、その方法も巧妙となつたもので、此が安史亂後に甚しくなつた原因に就いては種々考へられるが、その一として地方軍閥政權の跋扈、中央權力の衰退を見逃すことは出来ない。

五代を承けて天下を一統した北宋時代の閉糶問題は如何。此に就いては筆者は未だ充分の研究を遂げてゐないが、筆者の眼に觸れた史料の範圍を以てするも、北宋時代の閉糶には従前のそれと異つた事實を指す用法があつた。例へば續資治通鑑長編卷一〇一天聖元年八月乙卯の條に

王隨代欽若。隨在江寧。會歲大饑。轉運使移府發常平倉米。計口日給一升。隨置不聽。曰。民所以饑者。由并兼閉糶以邀高價耳。乃大出官粟而私價遂平。

とあり、同書卷一七熙寧三年十一月辛卯の條に

御史薛昌朝言。陝西・河北路今歲秋夏飢、民就食於商・虢・襄・鄧等州。知商州吳世長殊不存恤。至令市人閉糶。云云。

とある如く穀物商人が凶年に際し價格騰貴を見越して賣吝みをなすを閉糶と稱してゐる。因みに此の賣吝みに對する買溜は、同書卷七大中祥符五年十一月丁未の條に

詔。自今聽商賈以糧斛從便貨鬻。官司勿禁。時京師穀貴。上以斂糶增價侵民故有是詔。

とある如く斂糶と稱してゐた。尤も同書卷一四景祐元年正月乙卯の條に

又詔。比禁京城穀出門。其弛之。江淮兩浙諸路。毋得閉糴。

とあり、同書卷一八九嘉祐四年六月丁丑の條に

詔諸路轉運使。凡鄴路鄴州災傷。而輒閉糴者。以違制坐之。中略。然州郡之間。官司各專其民。擅造

閉糴之令。一路飢則隣路爲之閉糴。一郡飢則隣郡爲之閉糴。中略。故有是詔。

とあるに依れば北宋でも尙閉糴の弊は跡を絶たず従つて唐・五代と同意味の閉糴の用法も無くなつて居たのではない。尙南宋の例ではあるが、宋會要・食貨卷四 一 邊糴・慶元元年十月二十一日の條に

詔。朝廷方下廣糴之令。如州縣輒敢邊糴。許人戶越訴。

とて唐・五代に盛行せし閉糴と同義語たる邊糴註九の語が見えるから南宋でも閉糴の行はれてゐたことが知られる。

さて宋は五代の列國を統一すると共に大小の軍閥政權を一掃して中央集權國家を建設し、地方行政機關の權限を巧妙に減壓して比較的太平を持續し、此の太平の下に唐宋以來躍進の途上に在りし商業を一段と發達せしめた。かゝる中央集權強化の時代に於いては地方局部の利害にのみ立脚して大局を見ざる閉糴の弊は大いに緩和せられたであらう。而して一方商業の發達による米穀商人の勢力増大は彼等註一〇の巨大資本の運用の上に立つ買溜・賣吝みの民衆生活に及ぼす蠱害を甚大ならしめたことと思はれる。そしてかゝる地方機關の閉糴減少、商人の賣吝みの弊害増大が、閉糴なる語を從來の用法より商人の賣吝みに轉用せしめたのではないかと推測せられる。但し南宋は地方行政機關の勢力再び増進した時代で、北

宋とは幾分事情の相異してゐたことを考慮に入れねばならぬ。

以上宋代の閉籙に關する卑見を記述したが此は未だ憶測の範圍を出でざるもので、今後の精確なる考證によつて補正せらる可きものである。

註

- 一 唐會要卷九閉籙にも同一記事あり。
- 二 同上。
- 三 冊府元龜卷六帝王部、發號令の項
- 四 冊府元龜卷五二邦計部、平籙、唐會要卷九閉籙の項。
- 五 冊府元龜。唐會要。並びに同上。
- 六 冊府元龜同上。
- 七 同記事は冊府元龜卷五二邦計部、平籙の項にも見えるが、多少文字に異同があり、唐會要の方が判り易いのでそれを引用した。
- 八 唐會要卷九閉籙の項にも同記事あり
- 九 五代會要卷二閉籙の項にも同記事あり
- 一〇 過籙の語は已に孟子、告子章下に見え閉籙の弊の極めて古くより存してゐたことが知られる。

四 禁 錢

禁錢も亦閉籙と同様、道・州府等が見錢を壅遏してその境外への移出を妨げたるを云ふ。此のことは

先掲冊府元龜卷一四五帝王部・弭災・開成三年正月の條に閉糴を併せて

閉糴禁錢。爲時之蠹。方將革弊。尤籍通商。其見錢及斛斛。所在方鎮州府。輒不得擅有壅遏。任其交易。必使流行。

とあるに依つて知られる。かく禁錢なるものゝ内容を知つて後、冊府元龜卷五〇一邦計部・錢幣・貞元九年七月の條の

張滂奏所在錢荒狀。請不許壅塞。以通商賈。從之。

なる記事を閲するならば、假令文中に禁錢なる語なしとは云へ、此が禁錢禁止の奏請なることは容易に認められるであらう。貞元九年（西曆七九三）の此の奏請は管見の限り禁錢に關する初見の記事であるが、已に此の年禁令が出たことすれば禁錢そのものは此の年以前より行はれてゐたと見なければならぬ。

禁錢は閉糴の場合と同様、道・州が管内の見錢保有量を豊富にせんが爲に行つたのであるが、その結果が物資の流通に多大の支障を來したことは云ふ迄も無い。然も道・州が通商上の不便を顧ず、又中央政府の禁令を犯して迄禁錢を行つたのは、見錢の不足に因由してゐたのである。此のことは冊府元龜

卷五邦計部・錢幣・貞元十四年十二月の條に

鹽鐵使李若初奏。諸道州府。多以近日泉貨數少。繪帛價輕。禁止見錢。不令出界。云云。

とあるに依つて立證せられる。諸道・州の禁錢が通商交易の圓滿なる發達を阻害してゐたことは上掲引用文中にも論ぜられてゐるが、更に他の重大なる一弊害として禁錢は見錢そのものゝ流通を直接阻滯し

流通速度の遅緩を招いて一層錢の不足を激化せしめてゐたと云ふことを見落してはならぬ。そして此の禁錢が見錢不足激化の一因として有力に作用してゐたことは、冊府元龜卷五〇一 邦計部・錢幣・元和十二年四月の條に註三

又詔曰。近日布帛轉輕。見錢漸少。皆緣所在壅塞不得流通。云云。

とあるに依つて明かなる如く、時人もよく認識してゐたのである。

中央政府の禁錢禁止が此の通商阻害、見錢不足激化の取締をその要因としてゐたことは疑ひないが、然し禁錢禁止の理由は以上に盡きるものでは無く、更に中央政府に取り切實なる問題が此の禁令の要因として存在してゐた様である。但し此の要因の探究には少からず考證の勞を拂はなければならぬ。

先に掲げし閉糶禁止の詔勅中に隔截權稅を併せ禁じたものが若干見受けられる。記憶を新にする爲此を再掲するに、冊府元龜卷六 帝王部・發號令・大曆六年六月の條に四

詔曰。自今已後。所在不得閉糶及隔截權稅。云云。

とあり、同書卷五 邦計部・平糶・大曆十二年六月十三日の條に

勅。自今已後。所在一切不得閉糶及隔截權稅。

とあるのがそれである。此の隔截權稅が如何なる意味のものなるか、此を直接説明せる史料を獲ざる爲簡明なる解釋を下すことは出来ないが、此の記事に就いて想起せられるのは閉糶と併せ禁ぜられてゐるのは本稿冒頭に多數史料を示しておいた如く、多く禁錢であると云ふことで、同じく閉糶と併せ禁ぜら

れてゐる隔截權稅は、彼是考へ合はすに禁錢と聯關あるものではないかとの推測が得られる。而してかゝる推測の下に此が研究を進めるにその誤り無きことが證せられるのである。

權稅とは云ふ迄も無く專賣稅である。權稅は唐・五代・宋を通じて國庫收入の重要な部分を成し、地方財政とは原則上無關係となつて居た。權稅の收納機關としては監・院・場・務等が道・州内の要地に置かれ、中央の鹽鐵司（長官は鹽鐵使）が此を總掌してゐた。專賣品の賣下は主として見錢拂となつてゐた。そして此の專賣品賣下によつて獲る見錢が、貨幣經濟の發達に伴つて増加する國家の須要見錢を充足する最大の部分を占めて居たのである。勿論專賣品賣下に際し便宜上金銀絹帛その他諸物品の折納を許すこともあつたが、原則的には錢納制が採用せられ、而して此の原則の維持は貨幣經濟の發達到應する財政政策を樹立する上に、即ち須要見錢増加の趨勢に對應する上に絶對に必要なことであつた。従つて專賣品を扱はんとする商人は見錢を監・院・場・務に携へ來つてその賣下を請はねばならなかつた譯である。かく權稅は錢納を原則として居たのであるから、上掲隔截權稅はつまり隔截見錢と略々同じ意味を持つたものと見て大過ない。而して隔截權稅が隔截見錢の意味に等しとすれば、此が禁錢に聯關を有つものなることは容易に想到せられるであらう。即ち各道・州はその禁錢政策の建前から、專賣品買入れの爲見錢を携へて監・院・場・務に赴かんとする商人をも抑制し、又は監・院・場務の見錢を中央に送付するを妨害し、その結果權稅を隔截することゝなつた譯である。隔截權稅に對する筆者の右見解にして誤り無しとすれば、隔截權稅は專賣收入、即ち當時の所謂課利に減少を來さしめた筈

であるが、冊府元龜卷五一邦計部・錢幣・貞元十四年十二月の條に

鹽鐵使李若初奏。諸道州府多以近日泉貨數少繪帛價輕。禁止見錢不令出界。致使課利有闕。商賈不通。請指揮見錢任其往來。勿使禁止。從之。

さて鹽鐵使が禁錢に因つて所管の課利を闕くと奏してゐるのは正に上述の見解に合致し、隔截權稅に對する愚考の誤りに非ることが知られるのである。かゝる諸道・州の禁錢政策の國庫收入への悪影響こそ中央政府をして禁錢禁止の斷行に力を入れしめたる直接最大の原因であつたと思はれる。

唐代に於ける見錢の不足激化の原因には種々の事情が考へられるが、その直接且つ最大の原因となつたものは兩稅法・權稅・商稅等の錢納を原則とする稅制の採用乃至擴充である。唐朝の正稅が物納制たる租庸調より錢納制たる兩稅法に改められ、更に錢納を原則とする權稅・商稅が新設擴充せられたこと云ふことは、通貨の最大使用者たる國家が錢貨中心主義を確立したことを意味し、従つてその需要量の激増を來して從來より已にその傾向に在りし見錢の不足、即ち當時の所謂錢重貨輕の弊を一段と助長せしむる結果となつたのである。そして此の見錢不足の爲に兩稅法の錢納制を嚴守すること能はず、折納法に依つて此の缺陷を凌いでゐた。折納法とは各府州に於いて徵收す可き兩稅錢額の一部を錢以外の物品を以て代納せしめたる方法を云ふ。然し貨幣經濟の發達に伴つて國家の須要錢額も増加する一方でありそれが錢納を建前とする兩稅法設定の一因もとなつたものであるから、無制限に折納せしむることは事情が許さず、結局國家の支出す可き錢額丈は各府州に割付けなければならなかつた。かくて各府州には略

々一定率の錢納が課せられてゐたのであつて、此のことは冊府元龜卷四邦計部・賦稅・元和四年の條に
伏望。起元和四年已後。據州縣官正料錢數內。一半任依京官例徵納見錢支給。仍先以郭下兩稅戶納
見錢充。如不足即于當州兩稅戶內據貫均配支給

とある一記事からも察せられる、此の文意は見錢不足なるに由り、官吏の俸給は一半を錢、一半を物にて支給し、その錢は各州縣郭內、即ち都市居住の兩稅戶より徵し、足らざる場合郭外、即ち農村の兩稅戶より徵することゝしよう云ふのである。かやうに錢の徵收を主として郭内に課したのは錢の多量所有者が主として商人、即ち郭内の住民であつたからである。かく所要見錢を先づ都市の稅收に仰ぐと云ふ方法は唐に限らず五代に於いても行はれてゐた所である。

上述の如く兩稅法の採用は見錢の不足を急激に拍車したものであり、一方諸道・州の禁錢政策は管内の見錢保有量を豊富にし見錢不足の弊より免れんとして生れたものであるから、禁錢現象の普及深刻化の時期は兩稅法採用の時期と密接なる關係を有してゐたことゝ推測せられる。禁錢禁止に關する筆者の初見史料が貞元九年（西曆七九三）、即ち兩稅法採用の年（西曆七八〇）より十三年後に繋つてゐるのも決して偶然の年代關係に非ることが知られるのである。尙唐代禁錢の禁止はその詔勅の絶えず反覆せられてゐる點より見て閉糴の場合と同様殆んど徹底しなかつたものと斷せざるを得ない。そしてその原因には種々の事情があつたであらうが、閉糴の場合と同様地方軍閥政權の跋扈が一因であつたことは論ずる迄もない。

舊唐書卷二九韓滉傳に

琇以京師錢重貨輕切疾之、乃於江東監院收獲見錢四十餘萬貫。令轉送入關。混不許。乃誣奏云。運
千錢至京師費錢至萬。於國有害。請罷之。上以問琇。琇奏曰。一千之重。約與一斗米均。自江南水
路至京。一千之所運費三百耳。豈至萬乎。上然之。遣中使齋手詔令運錢。混堅執以爲不可。

とて鎮海軍節度便として權勢を振ひし韓滉が管内の監院に集積せられし見錢の京師輸送を拒み續けたこ
とが見えるが、此れによつて禁錢が藩鎮の強大なる勢力により朝命に抗して迄根強く行はれてゐたこと
が知られ、此の一例は禁錢と軍閥との關係を窺ふ好材料とすることが出来る。

次に考ふ可きは禁錢政策推行の實際手段であるが、此に就いては参照す可き好史料なく明確にし難
い。然し諸種の事情を參酌するに、州縣城外への見錢帶出を禁止すると云ふ方法が中心となつてゐたの
ではないかと思はれる。その第一理由として考へられるのは、當時農村に於いては貨幣經濟は左程發達
せず、錢は主として都市、即ち州縣郭内の商人に集積せられ、従つて官の所要稅錢も主として郭内より
の徵收に仰いで居た程であるから、此の郭内の錢を郭外に帶出せしめざることが禁錢政策上最も効果が
あり、略々その目的を達するに足る手段であつたと云ふことである。第二の理由としては州縣城門を利
用する時その檢閲は最も簡便であつたと云ふこと、及び逆に農村内に流布せる零細なる錢の携行を檢索
することは容易でなかつたであらうと云ふこと等が考へられる。第三に注意せられるのは五代の文獻で
ある。五代の文獻には管見の限り禁錢なる語は傳へられてゐないが、見錢の不足は五代に於いても唐以
上に甚しく、又地方軍閥政權の跋扈も引續き猛烈を極めたのであるから、禁錢現象が遽に消滅し去つた

ものとは考へ難い。かく考へ來つて文獻に接するに果して禁錢なる語は使用し居らざるも事實は禁錢に外ならずと推想せられる史料が見出されるのである。即ち冊府元龜^{卷五}○一 邦計部・錢幣・天成元年十一月の條に^{註三}

勅。諸道州府約勒見錢。素有條制。若全禁斷。實匪通規。宜令遍指揮三京及諸道州府。其諸城門所出見錢。如五百已上。不得放出。如稍有違犯。即准元條指揮。其沿淮州縣鎮。即准先條勅命處分。

とあるのがその記事である。此の記事に依つて五代では各府州は見錢の城門外帶出を禁じてゐたことが知られるが、かく城門外への帶出を禁ずれば自ら各府州の見錢の大部分はその管外への帶出を壅遏せられた譯であるから、此は明かに禁錢の一形式と認められる。加之、右記事中には「諸道州府約勒見錢」なる一句があつて此が禁錢に該當するものなる可きことが一層確められる。而して五代の禁錢の形式たる城門外帶出禁止の方法は、先に愚考せし如き理由により、又右記事中に「素有條制」なる一句ある點より推して唐代以來の形式の踏襲に外ならぬものと解せられる。尙右五代禁錢の記事に就いて注意せられるのは、唐では禁錢を全く禁止せるに反し、五代では五百丈以下の小額帶出には推及ぼさずとの條件を附して正式に禁錢を認容してゐることである。禁錢に對するかかる政策變更の理由は遺憾乍ら未だ充分明かにし得ない。又右記事中に沿淮州縣鎮に對しては特別の規定の設けられてゐたことが見えるが、此は後述の部分に關係して來るので此所に一應注意を發して置く。

最後に唐代禁錢の實際手段を知る上に最適の好史料を提供するのは、新唐書^{卷五} 食貨志・坑冶鑄錢の

段に

上。州縣禁錢不出境。商賈皆絕。浙西觀察使李若初請通錢往來。而京師商賈齋錢四方貿易者。不可勝計。詔復禁之。

とある記事である。此に依れば政府は地方州縣の禁錢を禁ずると共にその膝下たる京師の錢の四方に齋般されるを禁じたのである。換言すれば中央政府は地方の禁錢を禁じ乍ら自らは首都に此を行つたのである。此の首都に推行せる中央政府自らの禁錢は宋代でも繼承せられたが、その取締の方法を宋代に就いて見るに城門出入者を檢閲することゝしてあり（後文参照）、此の一事からも唐代の禁錢が一般に城門利用に在つたことを推測し得るのである。尙上掲唐代首都禁錢の推行年代は食貨志には明記せられてゐないが、貞元二十年の記事に先置されており、又李若初の奏請の後に置かれ、然も此の奏請は貞元十四年十二月のことであるから、註四大體貞元十五年より十九年の間であつたと推定される。

五代の禁錢に關する史料は目下の所先に掲げた天成元年の一箇を檢索し得たのみで、その前後の状態は知る由もないが、五代に次ぐ北宋時代に於いても禁錢の遺制が存續してゐた一事より推して五代末迄引續いて存してゐたものと思はれる。

宋代の文獻にも五代と同様、唐代と同意味の禁錢なる語は未だ見出されない。禁錢なる語そのものは目に觸れるが、それは全く意味を異にし、註五御内帑錢を指してゐる。然し唐代禁錢制の名殘は認められるのである。即ち唐代首都の見錢の帶出が禁ぜられてゐたと同様宋代でも首都見錢の城外持出を禁じてゐた。

宋會要・食貨第五・權貨務・至道三年二月の條に

詔。客旅見錢まき往州軍使用者。止約赴權貨務便納。不得私下便換。如違。許人陳告。依漏稅條抽罰。後重罪之。仍令開封府出榜曉諭。其諸城門鎖不得私放出見錢。云云。

とあり、續資治通鑑長編卷八大中祥符七年八月戊辰の條に

令。諸軍營在新城外者。所給衣俸錢。諸門勿禁之。時開封府以商賑例邀止之故也。

とある等は北宋の首都開封府に禁錢の推行せられて居たことを示す證例であり、建炎以來繫年要錄卷九紹興五年九月乙酉の條に

詔。臨安府在城寄付充便錢會子。毋得出門。仍依在京小平錢法。立定刑名。用守臣梁汝嘉請也。都人不以爲便。翌日遽罷之。

とあるは同法が南宋の首都臨安府にも推行せられてゐたことを示す證例である、尙上掲宋會要及び繫年要錄の記事に於いて窺はれる如く宋代首都の禁錢が送錢手形制度と密接なる關係を有してゐることは、唐代に於ける手形制度の發達と禁錢との關係を考ふる上に重要な參考となる事項である。

次に續資治通鑑長編卷六景德二年十一月丙午の條に

詔。河北州軍百姓。糶穀入官所給價錢。出城門者。勿禁。

とて禁錢に關する記事が見える。此は北宋の地方州軍の禁錢に關する管見唯一の史料である。北宋時代の錢貨問題研究には筆者は嘗て少からぬ努力を拂ひ主要文獻に就いて史料を蒐集したが、禁錢關係の記

事は遂に右の一個を得たにすぎなかつた。勿論筆者の疎漏に由る所であらうが、それにしても關係史料の極めて少いこと丈は認めて差支へなからう。

さて右詔文に云ふ所は爾後官に穀を糶込みたる代價のみ見錢の城外帶出を許すと云ふのであるから、從來見錢の城外帶出は一切禁ぜられて居たのであり、今後も糶穀の代價以外は依然禁ぜられたわけである、糶穀の代價のみを例外としたのは、此の方面が契丹南下の直路に當つて居た爲、此を防衛する數十萬の大軍が配置せられ、その軍備の充足が何よりも重大となつてゐたからである。而して此の見錢の城外帶出禁止が唐・五代以來の禁錢に系統を引くものなることは一見明かであらう。但し此を唐・五代の禁錢に比するに、唐の禁錢は中央の禁令を犯して迄地方道・州が強行したものであり、五代の禁錢は此の地方道・州の推行を中央に於いて條件附で認めたものであり、宋代のそれは中央の命令によつて地方軍に推行せしめたものであり、此の點に本質的な相違を有してゐるのである。然しそれにしても宋建國後四十六年目に當る景德二年に尙禁錢の遺制と思はれるものを認め得るのであるから、たとへ五代の禁錢に關する史料が天成元年のもの一個を存するに止まるとは云へ、五代を通じて禁錢は強かれ弱かれ繼續してゐたと見る本稿先述の意見は首肯せらるべきであらう。

次に上掲宋の禁錢の記事は河北路に關するものであり、その他の地方に於ける禁錢の存否は史料なき爲全然明かでない。然し強いて想像を加ふれば河北以外に於いては禁錢現象は消滅してゐたのではないかと思はれる。その理由は、第一に北宋の中央政權は唐・五代に比して同日の比に非る程強固であり、

地方政權の横恣跋扈は見られなかつたのであるから、中央は容易に地方政權たる州府の禁錢を禁壓し得たと云ふこと、第二に宋代に於ける國民經濟の發達はかゝる地方主義的現象の存在を許さなかつたこと、第三に河北の禁錢は性質を一變して従來の地方主義的政策より國家的政策となり、それによつて存続し得てゐたこと等の諸點である。宋代河北路の禁錢が國策的意義を有してゐたことはそれが中央政府の命に據つてゐることから察せられるが、その國策的意義とは銅錢の國境外流出防止に外ならぬものと思はれる。北宋時代に於ける銅錢の國境外流出とその對策に就いては已に愚見を發表してゐるので此所に再び詳述するを避け、唯禁錢問題考察上に必要な點を概説しておく。

宋代の銅錢は南北兩方面に於いて盛に國外に流出し、その中北方では河北路方面に於いて最も甚しかつた。宋代に於ける銅錢の不足は寧ろ唐・五代以上であり、所謂錢荒（銅錢飢饉）に苦しんでゐたのである。宋代に於ける銅錢の不足は凡ゆる方策を講じてゐた。而して禁錢は錢の城門外帶出を禁止するものであるから、自然錢の國境外流出防止に役立つてゐたわけである。此が河北に國策として禁錢の存続してゐた最大の原因であらうと思はれる。先に五代の禁錢に於いて沿淮州縣鎮の禁錢に特別の條例の設けられてゐたことを注意しておいたが、此れ亦後唐より南唐（兩國の國境が淮水）への銅錢流出を警戒せんが爲のものであつたと解せられる。即ち五代の時已に道・州の禁錢を國策に利用する方法が採られてゐたのである。かく考へ來れば唐代銅錢の不足に由來し道・州の割據的政策として生れた禁錢は、五代にはその一部が國策に利用せられ、宋代には割據的、地方的性質は排棄せられ唯國策として邊境地帯に残存す

るに至つたと云ひ得るのである。尤も宋代禁錢に關する史料は乏しく、従つて如上の考へも未だ確實なりとは云ひ難く、専ら今後の研究に俟たねばならぬ。

次に此の禁錢に聯關して蓄錢の禁、及び銅錢行使地域制限に就いても一考したのであるが、紙幅の關係上割愛して他日の機會に補ふこととする。因に中添へておくが、銅錢は唐・五代・北宋の唯一、又は本位的法貨であり、然もその供給は甚しく不足してその弊に苦しめられ、如何に此の弊を緩和するか。此の時代を一貫する通貨政策の基調をなしたのであつて、此の點を明確に意識してかゝらなければ唐・五代・宋代の貨幣金融問題の研究は思はぬ誤謬を犯し或は要件を見落す恐が多いのである。上述の禁錢の禁・蓄錢の禁・銅錢行使地制限等が同じく銅錢の不足に由來して生起せる政策たるは論ずる迄もない。

註

- 一 唐會要卷八 泉貨の條に同記事あり。
- 二 唐會要卷八 泉貨の條の同記事は此を正月に繋けてゐる。
- 三 五代會要卷二 泉貨の條に同記事あり。
- 四 先掲册府元龜卷五 一邦計部、泉幣の條の李若初奏請の繫年月參照。
- 五 宋會要・食貨第三 市糶糧草・大中祥符五年五月の條に
出内藏庫錢百萬貫。付三司斂糶軍糧、以實邊軍。中略。故出禁錢以佐用度。
とあり、續資治通鑑長編卷一三 明道二年八月の條に

三司言。自籍田後繼有賞賚。用度不足。請假於內藏庫。庚申。出緡錢百萬。賜之。因謂宰相張士遜曰。國家。禁錢本無內外。蓋以助經費耳。士遜對曰。不然則有司未免侵漁百姓也。

とあり、同書卷一康定元年十二月乙巳の條の歐陽修上疏文の一節に

前日陛下深惜有司之勤。內賜禁錢數十萬。以備西用。云云。

とある等は御內帑錢を指す禁錢の數例である。即ち此の場合の禁は禁止の意味に非ずして、禁中、禁衛、禁裏等の禁と同じ用法である。

六 東洋學報二四卷第一第二號所載、拙稿「北宋時代に於ける銅鐵錢行使地域の劃定策に就いて」参照。

五 閉糴と禁錢との關係

閉糴及び禁錢に關する愚見は以上を以て一應結了し、本章では兩者の關係に就いて考察する。尤も此の關係も從來の所論を通じて略々察知し得るので、此所では主として従前に述べ洩した部分を補足的に扱ふこととする。

閉糴と禁錢とは多くの相似點をもつてゐた。此のことは已に本稿の劈頭に於いて指摘した所で、その主なるものは

- 1 國民生活に蠹害を爲し、此が禁邊は天子の惠政の一となつてゐたこと
- 2 道・州等の地方政廳が中央の禁令を犯して行つてゐたこと
- 3 兩税法創始の頃よりその弊が甚しくなつたこと

4 錢物の流通を阻滯してゐたこと

等の諸點である。此の中第二及び第四は閉糶・禁錢各章の研究に依つて明かて今更此處に再説する必要はないが、第一と第三に就いては些か考説を補足してをかなければならぬ。

第一の閉糶禁止の惠政的意義は已に論ぜし所に依つて明かであるが、禁錢禁止の惠政的意義に至つては上來の所論を以つてしては未だ漠然たらざるを得ない。勿論禁錢は通商の圓滑を阻害し、従つて災害地への物資流入にも妨碍を與へたであらうから、此の點に惠政的意義を見出すことは出來るが、然し只此の程度のもを以て禁錢禁止の惠政的要素とするには、歷朝即位の大赦中に殊更に強調す可く餘りに貧弱たるの感なきを得ない。歷朝即位の大赦の一大要項となつてゐた以上、更に大なる惠政的效果を禁錢禁止の中より探し出す可きである。筆者は此に就いて左の如き考へを有するものである。

見錢の不足は必然的に錢重貨輕（物價下落）の結果を招來する。而して禁錢は已に論證せし如く此の見錢不足、延いては物價下落に拍車してゐたのである。そして此の物價下落は農民の生活に對して重壓を加へる結果となつた。殊に此の重壓は兩稅法以後の納稅關係に於いて甚しかつた。兩稅法は錢納を原則とするものであり、農民が此の錢納に應ずる爲にはその生産品たる絲絹・米麥等を賣つて錢に換へねばならず、此の際一定の錢額を獲る爲には物價が低落して居れば居る程それ丈多くの生産品を手放さねばならなかつた。然も兩稅法は錢納を原則としてその稅額も錢額を以て決定せられて居たのであるから結局物價の低落は農民に取り増稅無き増稅となつたのである。勿論見錢不足の爲に折納制が行はれては

居たが、然し此の折納に於いても物價が低落して居ればその折納品もそれ丈低く評價せられるのであるから、折納に於いても物價の下落が納稅者の負擔を重加せしむることに於いては變り無かつたのである。^{註一}
 かく禁錢は物價の低落を通じて民衆の生活を壓迫してゐたのであるから、此を取締るといふことは民衆に取り一大惠政たるを失はず、従つて禁錢禁止令の民衆に對する好影響は至大であり、よつて歷朝即位の赦文中に一要項として並べられたものと解せられるのである。

次に先掲第三項、即ち閉糶・禁錢激化の時期に就いて説明を補足しておく。閉糶・禁錢は共に兩稅法前後より甚しくなつたことが史料に徴せられる。然し更に各々の史料に就いて精細に見るに、閉糶の弊は已に開元年間に見え、禁錢禁止は兩稅法創設以後に於いて初めて現れて來る。^{註三}此は閉糶が必ずしも稅法に關係なきに反し、禁錢は錢納制たる兩稅法の施行に促されて發展したものであるからである、又閉糶が開元年間に史料に現れて來るのも決して偶然では無く、玄宗の軍備擴張、農兵制より職業兵制への轉化等による糧食その他軍費の著増が結局課稅額・政府糶買額等の激増となり、地方各道・州の穀が益々徵收せられることゝなつた爲、地方政廳をして管内足食主義の閉糶を行はしむるに至つたものと思はれる。かく閉糶と禁錢とはその由來する事情を異にし、従つてその發生の時期には相當の開き（開元初年と建中初年との間は約六十年）があるが、然しその弊の著しくなつた時期が建中前後たることに於いては略々一致する。^{註三}そして此の一致は閉糶及び禁錢の推行者たる地方政權が藩鎮を中心として此の頃より強大となり、跋扈するに至つたことを想起することによつてその然る所以を理解することが出来る。

閉糶と禁錢とは上述の如き諸種の共通點を有し、爲に此を聯書した史料も先に舉せし如く屢々見受けられるのであるが、此の聯書の史料は稍々もすれば吾人をして兩者の間に相互依存關係が存してゐたのではないかとの感を抱かしめる。然し兩者の間の相互依存關係、即ち閉糶を行はんが爲に禁錢の並行を必要とし、又は禁錢の爲に閉糶を必要とするが如き相互依存關係は筆者の考察の範圍に於いては見出されない。兩者の發生事情、及びその時期を異にしてゐる點より推して、事實兩者の間には相互依存關係は無かつたものと思はれる。加之、兩者の並行には却つて一の矛盾さへ見出されるのである。即ち禁錢施行の趣旨たる錢貨の管内保有量の潤澤と云ふ觀點よりすれば閉糶の反對に勸糶して錢貨の管内流入をはかる可きであり、又閉糶の趣旨たる管内在穀量の潤澤なる點よりすれば禁錢を廢して穀の流入に資す可きであり、兩者の關係は明かに相互依存に非ずして逆の排反關係を成してゐたのである。かく觀じ來れば、本稿冒頭に掲げし如き閉糶と禁錢との聯記聯稱の史料はその相互依存の關係に於いて生れたものではなく、兩者の間に於ける數多の共通乃至類似性によるものと斷じて誤り無いであらう。

(昭和十二年十月稿、十三年二月補稿、七月再補稿)

註

- 一 一例を以て云へば絹は兩稅法創始の時三四を以て一萬文と評價せられたのが、兩稅施行後は一萬文を得るには大約十四の絹を要することになつた。尙兩稅法と物價との關係は別に詳論し度い心組であるから本稿では考證その他詳細にわたる點には一切觸れざることとした。

二 尤も禁錢の一部をなす隔截權稅は已に大曆六年（西曆七七一、即ち兩稅法創設の九年前）に史籍に現れてゐるが、此の點の詳細なる説明は稅法、殊に權稅・青苗錢等に深入りしなければならぬので此所では假に考察外に置くこととした。

附記

本稿は帝國學士院よりの獎勵金受領に係る唐宋時代手形紙幣等發達史に關する研究の一部である。勿論本稿は手形そのものには觸れてゐないが、本稿に扱ひし禁錢は手形と密接に聯關せる問題で、唐宋の手形研究にはその基礎として禁錢研究の必要を認めるのである。